○農林水産省令第十三号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）及び食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）の施行に伴い、並びに農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の五第二項（第十九条の十において準用する場合を含む。）、第二十条の二第五項及び第二十三条第三項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十九条第二項、第二十一条第三項及び第二十二条第二項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、食品表示法の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十日　農林水産大臣　林　芳正

食品表示法の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林物資の規格化等に関する法律施行規則

第一条第一項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（」を「農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号。」に改める。

第四十六条第一項第一号ハ⑴中「よる報告」の下に「若しくは物件の提出」を、「の報告」の下に「若しくは虚偽の物件の提出」を加え、「忌避した」を「忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした」に改め、同号ニ⑶中「よる報告」の下に「若しくは物件の提出」を、「の報告」の下に「若しくは虚偽の物件の提出」を加え、「忌避して」を「忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をして」に改め、同号ニ⑾中「報告」の下に「若しくは物件の提出」を、「求め、又は」の下に「その職員に、」を加え、「検査する」を「検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同項第三号ホ中「第一号ニ⑾の報告」の下に「若しくは物件の提出」を、「虚偽の報告」の下に「若しくは虚偽の物件の提出」を加え、「忌避した」を「忌避し、若しくは同号ニ⑾の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした」に改め、同号ヘ⑶中「よる報告」の下に「若しくは物件の提出」を、「の報告」の下に「若しくは虚偽の物件の提出」を加え、「忌避した」を「忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした」に改める。

第六十条中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令」を「農林物資の規格化等に関する法律施行令」に改める。

第六十五条中「よる報告」の下に「若しくは物件の提出」を、「の報告」の下に「若しくは虚偽の物件の提出」を加え、「忌避して」を「忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をして」に、「忌避した」を「忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした」に改める。

第七十三条の見出し中「より立入検査」を「よる立入検査及び質問」に改める。

第七十四条の見出し中「の結果等」を「及び質問の結果」に改め、同条第一号中「立入検査」の下に「又は質問」を加え、「から第三項まで」を削り、同条第二号から第五号までの規定中「立入検査」の下に「又は質問」を加える。

第七十五条の見出し中「より立入検査」を「よる立入検査及び質問」に改める。

第七十七条中「に属する事務」を削り、「行う」を「その権限を行使する」に改め、同条第一号中「又は第二項」を削り、「いずれも」の下に「製造業者等（法第十四条第一項に規定する製造業者等をいう。以下この条において同じ。）であつて、」を加え、「製造業者等（その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるものを除く。）に関するもの」を「ものに関するもの（令第十二条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）」に改め、「に関する事務」を削り、「地方農政局長」を「地方農政局の長」に改め、同条第二号中「に関する事務」を「及び物件の提出の要求」に改め、同条第八号中「（いずれも法第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等に関するものに限る。）に関する事務」を削り、「当該」の下に「申出の対象とする」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「よる製造業者等」の下に「又はその者とその事業に関して関係のある事業者」を加え、「に関する事務」を「及び質問」に、「製造業者等の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の立入検査に係る」を「立入検査又は質問の」に改め、同号を同条第十号とし、同条第六号中「に関する事務」を「及び物件の提出の要求」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　法第二十条第三項の規定による製造業者等とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求　当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

第七十七条第五号中「又は指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者に」を「、指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に」に、「に関する事務」を「及び質問」に、「認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者又は指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の立入検査に係る」を「立入検査又は質問の」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「に関する事務」を「及び物件の提出の要求」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　法第二十条第二項の規定による認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者又は指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求　当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

第七十七条第三号中「よる登録認定機関」の下に「又はその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者」を加え、「に関する事務」を「及び質問」に、「登録認定機関の事務所、事業所又は倉庫」を「立入検査又は質問の場所」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　法第二十条第一項の規定による登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求　当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長